

流山市在住の施設等利用給付認定をお持ちの保護者の皆様へ

幼児教育無償化に係るご案内

～令和8年10月利用分から預かり保育の給付上限額が変更となります～

1 対象児童

認定こども園（幼稚園部分）及び施設型給付を受ける幼稚園を利用し、新2号又は新3号認定を受けるお子様（満3歳児から年長（5歳児）クラス）

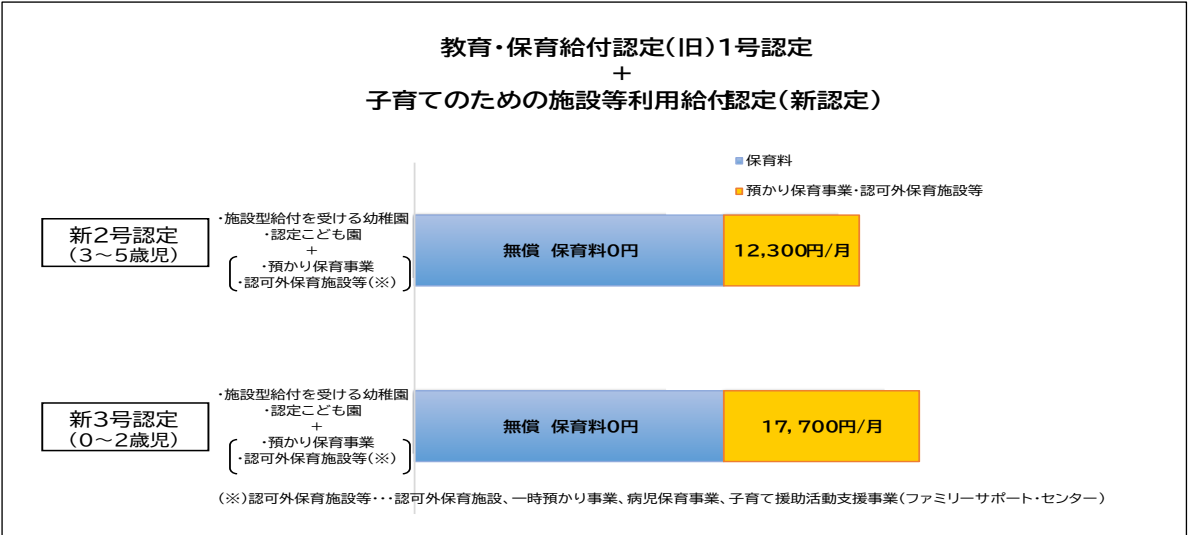
2 無償化対象費用

令和9年1月請求分から変更となります！

- ①『保育料』が無償化されます。
- ②『預かり保育利用料』が月額12,300円まで（日額490円が上限）無償化されます。
- ・新2号認定又は新3号認定を受けていることが必要です。
 - ・新3号認定の方（満3歳児クラスが対象）は月額17,700円までが無償化の対象となります。
 - ・1月当たりの利用日数が26日未満の場合は日額上限額×利用日数、26日以上の場合は月額上限額まで無償化の対象となります。
 - ・幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となります。（平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満の場合、月額12,300円又は17,700円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限）
- ★給付額の変更は下表のとおりです。

	月額上限額(新2号)	月額上限額(新3号)	日額上限額(共通)
R8.9月利用分まで	11,300円	16,300円	450円
R8.10月利用分から	12,300円	17,700円	490円

無償化概要イメージ



3 施設等利用費請求について

新2号又は新3号認定を受け、預かり保育等を利用した方については、支払った利用料を『償還払い』により、一定額まで支給します。月の上限額は「2②」をご参照ください。

請 求 時 期（利 用 期 間 ※）	請 求 受 付 期 間
1月期（10月 から 12月利用分）	1月1日 から 1月31日まで
4月期（ 1月 から 3月利用分）	4月1日 から 4月30日まで
7月期（ 4月 から 6月利用分）	7月1日 から 7月31日まで
10月期（ 7月 から 9月利用分）	10月1日 から 10月31日まで

※各期で示している利用期間については、目安となります。例えば4月期に10月～12月利用分と1月～3月利用分を一括で請求することも可能です。

また、利用から2年が経過した利用月分については、請求ができなくなりますので、ご注意ください。

- 【請求に必要な書類】
- (1) 『施設等利用費請求書』（流山市様式）
 - (2) 施設から発行される『特定子ども・子育て支援提供証明書』
 - (3) 施設から発行される『領収証』（利用料を支払った証明）

※利用分の必要書類については、請求の際まで、大切に保管してください。

【請求書の提出方法について】

請求書の提出については、利用している施設で取りまとめを行っている場合があります。

施設において取りまとめを行わない場合は、上記、申請受付期間内に、流山市保育課まで直接ご提出ください。

各種様式は流山市 HP からダウンロードいただけます。

【流山市 HP ページ番号:1039567】

二次元コードはこちら→



ご不明な点はお気軽にお問い合わせください

【問い合わせ】 流山市 こども未来部 保育課

電話:04-7150-6124